

瀬戸市熱中症対策行動指針

令和6年4月

(令和7年4月1日 一部変更)

(令和8年4月1日 一部変更)

はじめに

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞る等で、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態です。

国内では、夏季において猛暑日や熱帯夜の数が年々増加する中、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移しています。

このことから、熱中症は、全ての世代の市民の生命や生活に直結する深刻な問題となっています。

国においては、今後起こり得る極端な高温も見据え、第211回国会で成立した気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下同法による改正後の気候変動適応法を「改正適応法」という。）では、熱中症の発生の予防を強化する仕組みを創設する等の措置を講じ、熱中症対策を一層推進することとされました。

改正適応法に盛り込まれた具体的な措置としては、

- ①政府一体となった取組を強化するため、現行の政府における熱中症に関する計画を、熱中症対策実行計画（以下「実行計画」という。）として、法定の閣議決定計画に格上げすること
- ②現行の熱中症警戒アラートを「熱中症警戒情報」として法律に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に、一段上の「熱中症特別警戒情報」を公表すること
- ③地域における熱中症対策の強化のため、市町村長による指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定を制度化すること

を主なものとし、更に独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）を改正し、独立行政法人環境再生保全機構の業務に、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒アラート等」という。）の発表の前提となる情報の整理、分析等を行うことや、地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等を行うことを追加しました。これにより、熱中症警戒アラート等の発表を安定的かつ的確に行うことや地域における熱中症対策の優良事例の収集、提供等により、全国各地での熱中症対策の底上げを図ることとしています。

実行計画は、改正適応法第16条第1項に基づき、気候変動適応計画（以下「適応計画」という。）に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁13の協議を経て、閣議決定により定められるものです。これにより、関係府省庁の連携はもとより、地方公共団体、事業者、国民の役割等を明確にしました。

また、実行計画に基づき、全ての関係者が熱中症予防行動（冷房設備を適切に利用する、水分・塩分をこまめにとる等）を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることで、熱中症警戒情報等が発表された際に、着実に行動し対策を講じる等、適応策として、熱中症対策の一層の強化を図ることとします。

第1章 基本的事項

1. 目的

本指針は、本市が実行計画に基づき、国及び都道府県と連携するとともに、熱中症対策のための庁内体制を整備し、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するために定めるものです。

2. 熱中症の概要

熱中症とは、冒頭の説明のとおり体温調節機能の不調により体内の水分や塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れるなどして発症する、筋肉の硬直（つり、こむら返り）、立ちくらみ、めまい、頭痛、嘔吐、倦怠感、意識障害などの様々な症状を起こす病気のことです。高温多湿な環境下に長時間いたときやその後の体調不良はすべて熱中症の可能性がります。熱中症は死に至る恐れのある病態ですが、適切な予防法を知り、それを実践することで、防ぐことができます。実際の現場では、これらいくつかの症状が同時に発生するため、重症度に従って、次の表のとおりⅠ度、Ⅱ度、Ⅲ度に分類されています。

【熱中症の症状】

重症度	症状
Ⅰ度	<ul style="list-style-type: none">・大量の発汗・手足がしびれる・めまい・失神（立ちくらみ）・筋肉痛・筋肉の硬直（筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う、発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる）
Ⅱ度	<ul style="list-style-type: none">・頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（体がぐったりする、力が入らないなど）
Ⅲ度	<ul style="list-style-type: none">・意識障害・痙攣・手足の運動障害（呼びかけへの反応がおかしい、引きつけがある、まっすぐに歩けないなど）・高体温（体に触ると熱いという感触がある）

参考：中央労働災害防止協会資料「熱中症予防対策のためのリスクアセスメントマニュアル」

第2章 具体的な施策

1. 熱中症予防行動の呼びかけ

熱中症を予防するためには市民に啓発・注意喚起することが重要です。本市では、4月から10月までの期間に熱中症予防行動の呼びかけを実施します。

公共施設を始めとする施設管理者（以下「施設等管理者」という。）においては、施設ごとに適切な方法を用いて呼びかけを実施します。＜施設等管理者＞

【熱中症予防行動一覧】 ※例であり予防行動はこの限りではありません。

習慣	<ul style="list-style-type: none">・のどが渇いていない場合や、汗をかいていない場合でも、水分補給する。
服装	<ul style="list-style-type: none">・吸汗・速乾性に優れた素材を使った衣類を着用する。・暑い日は吸湿性や通気性がよい素材の衣服を選ぶ。
水分補給	<ul style="list-style-type: none">・日常は常温、体を早く冷やす必要がある場合は冷たい飲み物を利用する。・大量に汗をかいたときは塩分も摂る。・水分を多く含む食材を食事に取り入れる。
場所(屋外)	<ul style="list-style-type: none">・外出時にはなるべく日陰を歩く。・日傘や帽子、保冷剤、冷感グッズなどを利用する。・暑いときは我慢せずに周囲に申し出る。・危険を感じる時は外出を控える。・飲み物を持ち歩いてこまめに飲む。・涼しい場所・施設（指定暑熱避難施設等）を利用する。
場所(屋内)	<ul style="list-style-type: none">・冷房設備をしっかりと使用し、室温を下げる。・カーテンやシェード、すだれ、よしずを活用し直射日光を遮る。
入浴就寝時	<ul style="list-style-type: none">・ぬるめの湯にして、あまり長湯をしない。・シャワーを浴びたり、冷たいタオルで体を拭いたりして体を冷やす。・就寝時であっても冷房設備で室温を下げる。・涼しい服装や寝具で寝る。
作業中	<ul style="list-style-type: none">・高温多湿な場所での作業を長時間連続して行わない。・屋外では、直射日光や照り返しを防ぐ簡易な屋根の設置やスポットクーラー又は大型扇風機を使用する。・作業場近くに冷房を備えた涼しい休憩所や、氷、冷たいおしぼりなど身体を適度に冷やすことができる物品や設備を設ける。・作業者同士で声を掛け合う等、相互の健康状態に留意する。
運動中	<ul style="list-style-type: none">・高温時は、運動はいつもより軽め・短時間で休憩の回数を増やし、休憩時には衣服をゆるめ風を入れて体温を下げる。・直射日光の下での長時間にわたる活動は避け、涼しい時間を選んで実施する。・休憩と水分補給は、こまめに行う。
高齢者	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の方は自分で暑さやのどの渇きに気づきにくく、体調の変化も我慢してしまうことがあるため、周囲の人が体調をこまめに気にかける。

乳幼児	<p><保護者や指導者は、以下の対策を実施する。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車内など暑い環境に子どもを置き去りにしない。 ・環境変化に応じて衣服の調整を促す。 ・遊びや生活の中で適宜に休息の時間を設け、水分補給を促す。 ・乳幼児に次のサインが出ていないか気を配る。 <p>*顔が赤い、息が荒い。</p> <p>*ひどく汗をかいている。</p> <p>*元気がなくバテて見える。</p> <p>*水分を摂る量が少ない、飲むのを嫌がる。</p> <p>*尿の色がいつもより濃い、いつもより量が少ない。</p> <p>*呼びかけてもいつものように反応しない。</p>
-----	--

【呼びかけ期間とその例】

4月～6月 冷房設備の早期点検等の呼びかけ

7月 梅雨明けは特に熱中症のリスクが高いことを注意喚起するとともに、熱中症予防行動の呼びかけ

8月、9月 盛夏における熱中症予防行動の一層の呼びかけ

10月 残暑日に注意喚起するとともに、熱中症予防行動の呼びかけ

対象者	情報伝達手段	実施主体
市民全体	広報、ホームページ、安全安心メール、LINE	環境課
市役所等公共施設利用者	掲示用紙の設置、館内放送による注意喚起	施設等管理者
小中学校等児童生徒・放課後児童クラブ等利用者	職員による注意喚起	学校教育課、こども未来課
子育て支援施設等乳幼児・児童施設利用者	職員による注意喚起	こども未来課（交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館）
保育園、幼稚園等園児	保育士等による注意喚起	保育課
スポーツ施設利用者	掲示用紙の設置、館内放送による注意喚起	スポーツ課
イベント来訪者	来場者向け放送による注意喚起	商工観光課

2. 熱中症弱者への見守り、声かけ

- ・熱中症弱者（特に高齢者、障がい者）の関係福祉団体に対して、見守りや声かけによる熱中症予防行動の呼びかけ活動の依頼をします。<高齢者福祉課、社会福祉課>
- ・必要に応じて改正適応法に基づく熱中症対策普及団体を指定します。<環境課>

3. 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の運用

【熱中症警戒情報（改正適応法第18条）】

環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間及び地域を明らかにして、被害発生を警戒すべき旨の情報を発表し、報道機関の協

力を求めて、一般に周知させなければならない。

【熱中症特別警戒情報（改正適応法第19条）】

環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間、地域等を明らかにして、被害発生を特に警戒すべき旨の情報を発表し、都道府県知事に通知し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

- ・国が発表する熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒アラート等」という。）について、別紙1、2のマニュアルのとおり市民に伝達し、適切に熱中症予防行動が実施されるよう促します。＜健康課＞
- ・熱中症警戒アラート等の伝達を受けた施設等管理者は、利用者に対して適切に熱中症予防行動が実施されるよう促します。
- ・熱中症特別警戒情報にあつては指定暑熱避難施設の開放を含め、全ての関係者において対策を速やかに実行します。＜健康課、環境課、施設等管理者＞
- ・施設等管理者及び指定暑熱避難施設管理者は、熱中症警戒アラートメール配信サービス、気象庁気象情報伝送処理システム、気象庁ホームページ等を活用して、熱中症警戒アラート等の情報を取得します。＜健康課、環境課、施設等管理者、指定暑熱避難施設管理者＞

4. 施設等管理者による熱中症対策

施設等管理者は、次の表のとおり熱中症対策を実施します。

施設名	対策内容	実施主体
市役所等公共施設	熱中症予防行動の呼びかけ、適切な冷房設備利用、熱中症警戒アラート等の伝達	施設等管理者
小学校、中学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等	熱中症予防行動の呼びかけ、適切な冷房設備利用、熱中症警戒アラート等の伝達	学校教育課、こども未来課
子育て支援施設等 乳幼児・児童施設	熱中症予防行動の呼びかけ、適切な冷房設備利用、熱中症警戒アラート等の伝達	こども未来課（交通児童遊園・せとっ子ファミリー交流館）
保育園、幼稚園	熱中症予防行動の呼びかけ、適切な冷房設備利用、熱中症警戒アラート等の伝達 ※園児送迎バス利用時も注意する。	保育課
スポーツ施設	熱中症予防行動の呼びかけ、熱中症警戒アラート等の伝達	スポーツ課
災害時避難所	熱中症予防行動の呼びかけ、適切な冷房設備利用、熱中症警戒アラート等の伝達	防災安全課

5. 指定暑熱避難施設の指定、運用

【指定暑熱避難施設制度（改正適応法第21条）】

市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。

指定暑熱避難施設の管理者は、熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。

- ・改正適応法第21条、令和6年2月27日付け「指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（環境省大臣官房環境保健部）」及び「瀬戸市熱中症対策クーリングシェルター指定及び運用要綱」に基づき、冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（一般名称は「クーリングシェルター」）として指定し、市民、利用者が暑さから避難できる施設や場を確保します。＜環境課＞

【指定暑熱避難施設の基準】

- ・ 適切な冷房設備を有すること
 - ・ 熱中症特別警戒情報が発表されたときは市民、利用者に開放することができること
 - ・ 滞在部分について必要かつ適切な空間が確保できること
- ・ 市以外の者が管理する施設を指定するときは、当該施設管理者の同意を得て、協定を締結します。＜環境課・指定暑熱避難施設管理者＞
 - ・ 指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日時、受け入れ可能人数を公表します。＜環境課＞
 - ・ 熱中症対策特別警戒情報が発表されたときは、可能な日時において必ず施設を開放します。＜指定暑熱避難施設管理者＞※対象施設は巻末資料参照

6. 熱中症発生状況等の実態把握及び情報提供

- ・ 熱中症による救急搬送人員等を集計し、適宜公表します。＜消防本部＞
- ・ 熱中症特別警戒情報発表地域の熱中症救急搬送者数を迅速に把握します。＜消防本部＞

第3章 庁内体制

庁内における体制は次の表のとおりとし、各実施主体により熱中症対策を講じます。

施策概要	内容	実施主体
0. 全体統括	全体統括	環境課
1. 熱中症予防行動の呼びかけ	4月から10月までの期間で各対象者に呼びかけ	関係各課 施設等管理者
2. 熱中症弱者への見守り、声かけ	熱中症弱者（特に高齢者、障がい者）の福祉関係団体に対する見守りや熱中症予防行動の呼びかけ活動の依頼	高齢者福祉課 社会福祉課
	必要に応じて熱中症対策普及団体の指定	環境課
3. 熱中症警戒アラート等の運用	市民への伝達	健康課
	施設等利用者への伝達	施設等管理者
	熱中症特別警戒情報の対応	健康課 環境課 施設等管理者
	国が発表する熱中症警戒アラート等の取得	施設等管理者 指定暑熱避難施設 施設管理者
4. 施設等管理者による熱中症対策	施設等管理者による熱中症対策の実施	施設等管理者
5. 指定暑熱避難施設の指定、運用	指定暑熱避難施設の指定	環境課
	市民、利用者への施設開放 ※熱中症対策特別警戒情報発表時は義務	指定暑熱避難施設 施設管理者
6. 熱中症発生状況等の実態把握及び情報提供	救急搬送人員等の集計及び適宜公表	消防本部
	熱中症特別警戒情報発表地域の熱中症救急搬送者数を迅速に把握	消防本部

巻末資料

1. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

【公共施設】

連番	施設名称	所在地	開放時間	休館日（受入不可）	受入可能 人数	供用部分名
1	市役所	追分町 64-1	8：30-17：15	土、日、祝、年末年始	20	1階シビックモール
2	幡山支所	幡山町 71	8：30-17：15	土、日、祝、年末年始	2	待合所
3	品野支所	品野町 6-116	8：30-17：15	土、日、祝、年末年始	2	待合所
4	水野支所	中水野町 1-150	8：30-17：15	土、日、祝、年末年始	2	待合所
5	瀬戸市福祉保健センター (やすらぎ会館)	川端町 1-31	月-土 8：30-21：00、日 8：30-17：00	祝、年末年始	12	1階ロビー
6	瀬戸蔵	蔵所町 1-1	8：30-22：00	月 1 回休館日、年末年始	6	1階アトリウム
7	パーティセと	栄町 45	8：30-21：30	なし	24	3階交流広場
8	西陵地域交流センター (ふれあいかん)	はぎの台 1-1	9：00-20：00	祝、8月13日-8月15日、年末年始	12	1階談笑室
9	品野台地域交流センター (ぬくも里)	上品野町 1211	9：00-21：00	祝、8月13日-8月15日、年末年始	20	交流スペース
10	道泉地域交流センター (ぐるっぺ道泉)	道泉町 53-5	9：00-21：00	祝、年末年始	20	1階交流スペース、キッズコーナー
11	新郷地域交流センター (さとの家)	東赤重町 1-100	9：00-21：00	8月13日-15日、年末年始	40	ふれあい広場
12	下品野地域交流センター (ふれあい)	品野町 6-116	8：30-21：00	祝、振替日、8月13日-15日、年末年始	20	1階フリースペース
13	デジタルリサーチパークセンター	幡中町 211-1	9：00-17：00	月（祝の場合翌平日）12月28日-1月4日	12	エントランスホール

14	瀬戸市定光寺野 外活動センター	鹿乗町 1231	9:00-16:00	10月1日-3月31 日は月（祝の場合 翌日）※4月1日- 9月30日まで無 休、12月27日-1 月5日	30	センター施設内
15	道の駅瀬戸しな の	品野町 1- 126-1	9:00-18:00	12月30日-1月4 日	20	地域振興施設 情報発信施設
16	瀬戸市立図書館	東松山町 1-2	4月～9月 9:00- 19:00、10月～3 月 9:00-18:00	毎月第4水、年末 年始	4	1階 新聞・雑 誌・将棋コーナ ー
17	效範公民館	北山町 39	9:30-16:30	土、日、祝、年末年 始	15	図書室・ロビー

【民間施設】(50音順)

連番	施設名称	所在地	開放時間	休館日（受入不可）	受入可能 人数	供用部分名
1	アピタ瀬戸店	幸町 33	9:00-21:00	-	63	店舗内
2	イオン瀬戸みず の店	みずの坂 2- 253	9:00-21:00	-	20	店舗内
3	ウエルシア瀬戸 原山町店「ウエ ルカフェ」	原山町 259- 1	9:00-18:00	-	12	ウエルカフェ
	ウエルシア薬局 瀬戸原山町店	原山町 259- 1	月-金 10:00-14: 00、15:00-18:00	土、日	2	待合室
4	オートボックス 瀬戸店	新郷町 177-1	10:00-19:00	-	20	店内待合室
5	品野郵便局	品野町 6-83	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	4	局内
6	瀬戸赤津郵便局	西窯町 126-4	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
7	瀬戸追分郵便局	西追分町 33	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
8	瀬戸記念橋郵便 局	南仲之切町 20-3	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	1	局内
9	瀬戸效範郵便局	北脇町 31	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内

10	瀬戸陶原郵便局	陶原町 4-38-5	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
11	瀬戸はぎの台郵便局	はぎの台 3-1-5	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	1	局内
12	瀬戸幡山郵便局	赤重町 128-4	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
13	瀬戸勿田郵便局	勿田町 18	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
14	瀬戸菱野郵便局	菱野台 1-2-202	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	3	局内
15	瀬戸水野郵便局	上水野町 866	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
16	瀬戸南山郵便局	南山町 2-75	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
17	瀬戸元町郵便局	陶本町 6-1	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
18	瀬戸山口郵便局	大坂町 187-1	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	2	局内
19	瀬戸郵便局	共栄通 4-14	10:00-15:00 ※郵便局の営業時間内	土、日、祝	10	局内
20	DD カーシャイン瀬戸 S.S.	銀杏木町 37	月-土 8:00-18:00、日・祝 10:00-16:00	-	5	1階サービスルーム
21	ドミー瀬戸菱野店	緑町 1丁目 106番地	10:00-20:00	-	50	1階ドミー
22	バロー品野店	品野町 4-66-2	10:00-20:00	-	数名	店舗内
23	バロー新瀬戸ショッピングセンター	東横山町 92	10:00-20:00	-	40	1階フードコート
24	バロー瀬戸西店	西本地町 2-250	10:00-20:00	-	60	1階フードコート

※ クーリングシェルターの開放時間変更や新設・廃止は適宜反映する。

※各施設の都合により臨時休館、時間変更となる場合あり。

2. 施設等管理者一覧

部等	施設	
	課	施設名
市長直轄組織	防災安全課	災害時避難所
企画部	情報政策課	デジタルリサーチパークセンター
総務部	行政課	市役所本庁
経済文化部	商工観光課	新世紀工芸館 瀬戸染付工芸館 ノベルティ子ども創造館 ツクリテセンター 瀬戸蔵 その他各観光施設
	文化課	瀬戸蔵ミュージアム 歴史民俗資料館 北川民次記念館 山繁商店 瀬戸市文化センター
	スポーツ課	定光寺野外活動センター 各スポーツ施設
市民生活部	コミュニティ推進課	地域交流センター 公民館
	多様性協働課	パルティせと市民交流センター
	環境課	斎苑 資源リサイクルセンター
	水野支所	
	幡山支所	
	品野支所	
	クリーンセンター	
	高齢者福祉課	シルバー人材センター 水野在宅福祉センター
健康福祉部	こども未来課	せとっ子ファミリー交流館 交通児童遊園 自然児童遊園（ねむの森）
	保育課	保育園
	健康課	瀬戸市福祉保健センター（やすらぎ会館） 瀬戸旭休日急病診療所

	児童発達支援センター	のぞみ学園 発達支援室
	こども若者家庭センター	
	建設課	瀬戸万博記念公園（愛・パーク）
都市整備部	農林課	道の駅瀬戸しなの
	学校教育課	小学校、中学校、特別支援学校
教育部	図書館	
	消防本部（東分署・南分署）	
消防本部		

※ 所管部署の変更や施設の新設・廃止は適宜反映する。

熱中症

予防行動をとりましょう!



熱中症警戒アラートをチェック!



見守り・声かけ!



適切にエアコンを使おう!



こまめに水分・塩分を補給!



熱中症は誰でも危険! 油断は大敵です!

より詳しい情報は [熱中症予防情報サイト](#) 検索 





熱中症が 増えています

予防のためのポイント



熱中症警戒アラートを活用しましょう

アラート発表時には、

- のどが渇く前に水分・塩分を補給しましょう
- エアコンを適切に使用しましょう
- 高齢者等に声を掛けましょう
- 不要不急の外出は避けましょう
- 暑さ指数に応じて、外での運動は、原則、中止/延期をしましょう



「熱中症警戒アラート」は
環境省のLINE公式アカウント
で確認することができます。

友達追加は
こちら➡



エアコンをしっかり使いましょう

熱中症は室内でも夜でも発生し、
命に関わる問題です

- 無理な節電をせず、夜もしっかり使用しましょう
- 日中はすだれなどで日差しを和らげるなど上手に使いましょう



注意! 停電時など、どうしても エアコンが使えないときには

- 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぎましょう
- できる限り、冷房設備が稼働しているところへ避難しましょう
- 停電時の断水に備え、飲み水を備蓄しましょう
- 電力需給ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう



熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）対応マニュアル

1 熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）に係る事前準備、情報の収集、発表時の対応

所管施設を有する課長又は公所長は、熱中症による健康被害を未然に防止するため、次項を講じるものとする。

(1) 事前準備

- 熱中症予防情報サイトや熱中症警戒アラートメール配信サービスを登録するなど、情報を収集する方法を確保すること。
- 所属職員の役割を明確にし、情報の収集及び発表時の対応を適切に行う体制を構築すること。

(2) 情報の収集

- 熱中症予防情報サイトや熱中症警戒アラートメール配信サービスなどを活用し、積極的に熱中症に関する情報を収集すること。

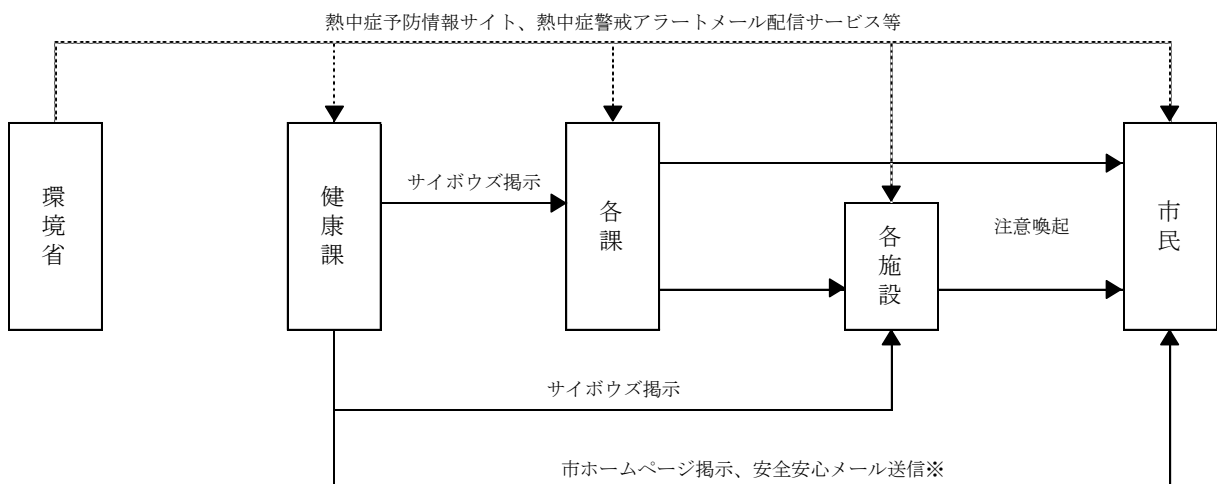
(3) 発表時の対応

- 施設を利用する市民に対し、熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）（以下「アラート」という。）が発表されたことを速やかに周知するとともに、健康被害の予防行動（※1）を取るよう呼びかける（※2）こと。
- 国が定めるマニュアルやガイドラインなどを参考に、施設ごとに適切に対応すること。

※1 瀬戸市熱中症対策行動指針（以下「指針」という。）「第2章」参照

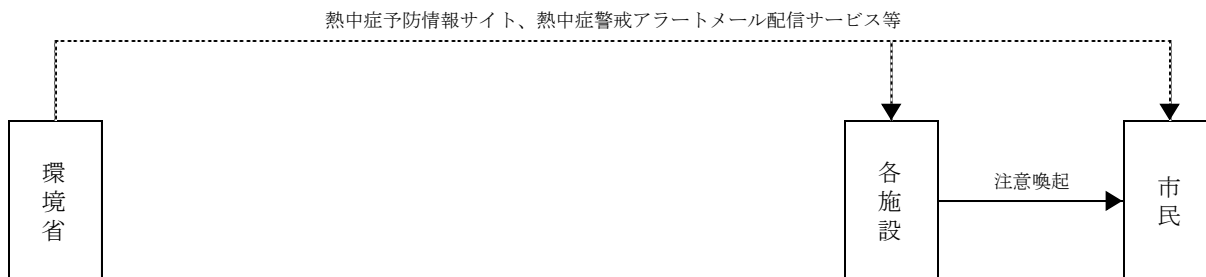
※2 施設内での放送や掲示など

【平日】



※ 安全安心メールの送信は当該年度初回（平日）のみ

【土日祝日】



2 アラートの発表とその後の流れ

- (1) 環境省は、前日17時時点の予測値をもとに、翌日のアラート予報を発表する。
- (2) 環境省は、当日5時時点の予測値をもとに、アラート(※3)を発表する。
- (3) 健康課は、市職員に対し、当日8時30分頃に庁内サイボウズ掲示板への掲出により、アラートが発表された旨を周知する。(平日のみ)
- (4) 所管施設を有する課長又は公所長は、施設を利用する市民に対し、①アラートが発表されたこと、②健康被害の予防行動を取ることを呼びかけるなど、施設ごとに適切な対応を行う。

※3 アラートは、発表当日の23時59分をもって自動的に解除される。

3 アラート発表時に対応を要する施設

指針「巻末資料 2. 施設等管理者一覧」参照

4 アラートの発表基準

府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)33(予測値、小数点以下四捨五入)に達する場合

熱中症特別警戒情報対応マニュアル

1 熱中症特別警戒情報に係る事前準備、情報の収集、発表時の対応

所管施設を有する課長又は公所長は、熱中症による重大な健康被害を未然に防止するため、次項を講じるものとする。

(1) 事前準備

- ・ 熱中症予防情報サイトや熱中症警戒アラートメール配信サービスを登録するなど、情報を収集する方法を確保すること。
- ・ 熱中症特別警戒情報（以下「特別警戒情報」という。）が発表された際、その旨を周知すべき関係する施設、事業所、団体など（※1）を選定し、周知方法を確保すること。
- ・ 所属職員の役割を明確にし、情報の収集及び発表時の対応を適切に行う体制を構築すること。

(2) 情報の収集

- ・ 熱中症予防情報サイトや熱中症警戒アラートメール配信サービスなどを活用し、積極的に熱中症に関する情報を収集すること。

(3) 発表時の対応

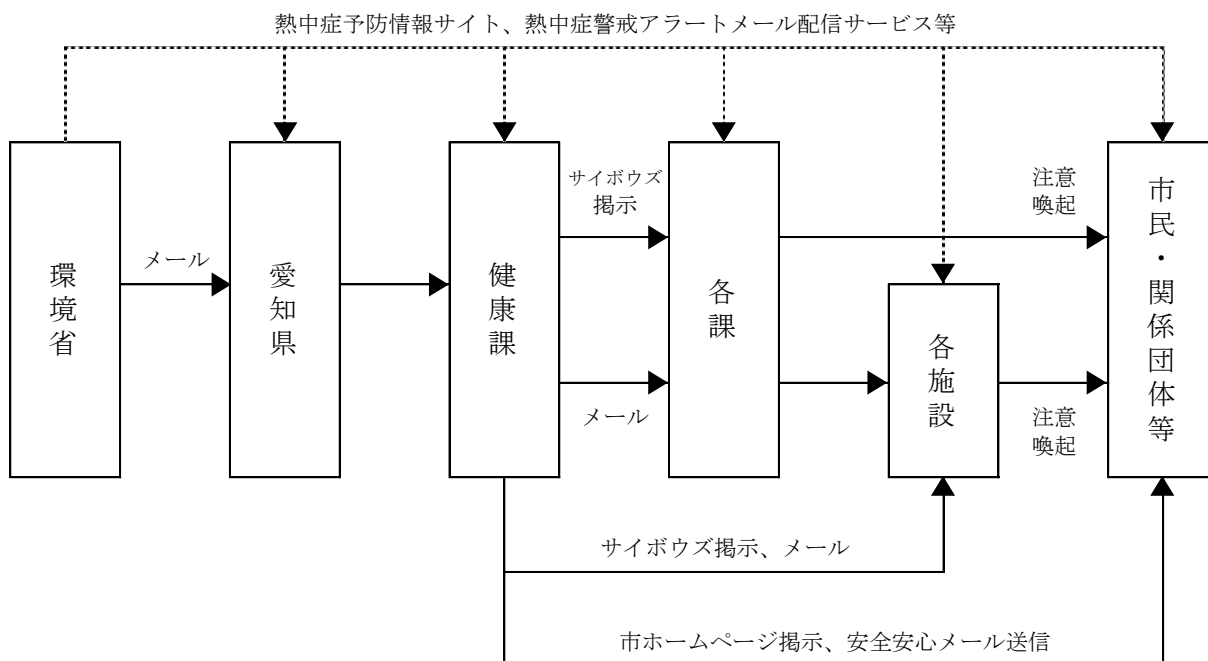
- ・ 施設を利用する市民のみならず、関係する施設、事業所、団体などに対し、特別警戒情報が発表されたことを速やかに周知するとともに、健康被害の予防行動（※2）を取るよう呼びかける（※3）こと。また、各関係団体などに対し、その活動の中で関わる熱中症弱者へ熱中症予防について声を掛けていただけるよう依頼するなどの行動をとること。
- ・ 国が定めるマニュアルやガイドラインなどを参考に、施設ごとに適切に対応すること。
- ・ 施設のエントランスに、特別警戒情報に関する看板を設置すること。

※1 熱中症弱者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設など

※2 瀬戸市熱中症対策行動指針（以下「指針」という。）「第2章」参照

※3 施設内での放送や掲示など

【平日・土日祝日】



2 特別警戒情報の発表とその後の流れ

(1) 前日

ア 環境省は、前日14時時点の予測値をもとに、翌日の特別警戒情報（※4）を発表する。

イ 愛知県は、健康課に対し、特別警戒情報の発表状況を連絡する。

ウ 健康課は、①関係各課（指針「巻末資料 2. 施設等管理者一覧」に記載されている課）への社内メールの送信、②庁内サイボウズ掲示板への掲出、③市ホームページへの掲出、④安全安心メールの送信により、特別警戒情報が翌日に発表される旨を周知する。

エ 所管施設を有する課長又は公所長は、関係する施設、事業所、団体などに対し、特別警戒情報が翌日に発表される旨を周知する。

(2) 当日

ア 所管施設を有する課長又は公所長は、始業とともに特別警戒情報に関する看板を設置する。

イ 所管施設を有する課長又は公所長は、指定暑熱避難施設を開放する。

ウ 所管施設を有する課長又は公所長は、終業とともに特別警戒情報に関する看板を撤去する。

※4 特別警戒情報は、発表翌日の0時から23時59分までとなっており、その後は自動的に解除される。

3 特別警戒情報発表時に対応（看板設置を含む）を要する施設

指針「巻末資料 2. 施設等管理者一覧」参照

4 特別警戒情報の発表基準

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）

3.5（予測値、小数点以下四捨五入）に達する場合

→ 特別警戒情報が発表される日は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、重大な健康被害が生じるおそれがある。